

第5回内子町議会議員研修会

11月26日、内子町議会議員18人が出席し「第5回内子町議会議員研修会」を開きました。

今回は、学校統廃合の中間答申が10月30日、内子町教育改革懇談会から教育委員会に提出されたことを受けて、「内子町教育改革懇談会中間答申について」と、来年度4月から新しく3カ年計画で策定された「内子町介護保険事業計画について」、町の担当職員より説明を受けながら研修を行いました。

学校統廃合問題の中間答申から

文教厚生常任委員 山田 博文

このたびの議会研修会で、今年3月に教育改革懇談会が設置されて以来、学校統廃合について熱心に検討が重ねられ、先ごろ中間答申が提出された内容について説明を受けました。

内容は「広報うちこ(12月1日号)」に報告されているところですが、次のようなことが書かれていました。

■はじめに

3月から活動を始め、答申が提出された10月30日までに5回の審議を行ってきたこと、9月に教育委員会が行った3地域での地域説明会・意見交換会での意見を踏まえて中間答申が提出されたこと、最終答申は3月末を目途に提出予定であることなど。

■学校の規模、配置に対する基本的な考え方

①教育の機会均等②適正規模③配置の3点について、教育改革懇談会の基本的な考え方が示されている。

- 2 内子町内の各小・中学校の児童・生徒数の現状と将来推計
- 3 これまでの審議状況
- 4 学校統廃合を行う上で講じるべき方策

- (1) 統廃合は、地域で十分協議して進めること。
- (2) 統合後の通学手段は、行政で手段を考へること。
- (3) 幼稚園の統廃合についても、集団教育が困難となれば統合するべきである。
- (4) 小学校は、極端な少人数学級は解消するべきである。
- (5) 大瀬中、小田中は、さまざまな状況を踏まえて十分検討する必要がある。

■終わりに

最終的な答申は22年3月に行う。

この報告を受けて議員からは、「統合ありきの答申だ」「学生の将来に最も責任の重い保護者の意見を尊重して、今日までの統合は進められた」「若い保護者の立場からは、地域の先輩方から強い意見が出ると意見が出にくいという声もある」「小田地域ではPTAでアンケート調査を実施中」などをはじめとする意見が出され、議論・情報交換が行われました。

振り返ってみると、わたしたちの小学生時代は1学年97人・2クラ



グラウンドを駆け回る元気な子どもたち

(程内小学校)

内子町の介護保険制度について思うこと

文教厚生常任委員 宮岡 徳男

「介護の社会化」「自由な選択」といわれながら2000年(平成12年)にスタートした介護保険が、今年で10年目を迎えました。介護保険制度は市町村を保険者として、3年をひとつの区切りとして運営されており、今年4月がその「見直し」の時期でした。

今回は「事業計画」「介護報酬」「保険料」などの見直しが行われました。保険料は3月議会で条例改正が行われ、基準額が4千567円となりました。しかし今年現場で働く介護職員の人材難解消を目的に3



足指力測定など、健康相談を受ける高齢者の皆さん
(健康づくりと福祉の集い)

割の報酬改正が行われたため、これに伴う介護保険料上昇の影響を抑えるために、経過措置が取られることになりました。今年度は影響額的全額、来年度は半額を政府基金で補てんすることとし、今年の基準額は4千448円、22年は4千507円、23年は4千567円と段階的に引き上げられることになっています。

全国や県内平均と比べて、今回の内子町の基準額の引上げ率は異常な高さとなっています。全国平均は4千90円↓4千160円(引上げ率1.7割)。県内平均は4千526円↓4千691円(引上げ率3.6割)。これに対して、内子町は3千970円↓4千567円(引上げ率15割)と大幅に引き上げられています。

この要因としては、介護施設の整備などによる利用料の増加などがあるようです。しかしこれは、高齢化の進行による利用者増や、介護職員の労働条件の改善を図ろうとしての介護報酬の引き上げが、低所得者などの保険料や利用料の値上げとなり、結果的に介護保険を利用しにくくても利用できるという矛盾が出てくるようです。見直された介護計画では、介護施設などの整備計画を定め、今年4月からの3年間にどのような種類の給付(介護サービス)を、どれだけの量提供するか決められ

ています。

今回の事業計画の策定に当たって厚生労働省は、「団塊の世代」が高齢化を迎える2015年(27年)に向けて①施設サービスは主に重度者が利用する②在宅サービスは、医療改革による療養病床の削減や、後期高齢者医療制度によって病院からの短期退院を迫られる高齢者の受け皿づくりに対応するため、中長期的な計画とする——との指針を示して指導しています。これらが内子町の現実に合う計画かどうか、検証が求められるところですが。

内子町でも特別養護老人ホームなどへの入所待ちの人々が100人以上に上り、介護や支援を必要として介護認定を受けながら15割の人が利用を受けていない現状です。利用限度額をいっばいに使えない利用者の存在などから、低所得者対策が必要ではないかと考えます。内子町内では22年に、小田地区に定員18人、大瀬地区に定員9人のグループホームがそれぞれ建設されます。小田地区への設置により、中学校区に最低1カ所以上のグループホームが設置されることとなり、人口比の設置率が県内で一番高くなったようです。

介護保険制度が始まった当初は、雇用創設の場として期待されていました。しかし今では、あまりにも現場の労働条件が劣悪なため、介護職

場の人材不足が社会問題にもなっています。内子町の施設でも、経験豊かな職員の中途退職の続出や、公募しても応募がないなど、人材確保に苦労していることを聞きます。また民間業者の訪問ヘルパーの報酬も、ほかの職種と比較して恵まれているとはいえません。

今回政府が行った介護報酬の3割の引き上げも、人材不足や労働条件の改善には不十分だといわれています。今回の介護報酬の改定は、特定の条件を満たした事業所に対する加算が中心であり、厚生労働省自身が「対象となるのは6〜7割の事業所」と認めているように、条件を満たすことのできない小規模な事業所などは、現在の深刻な状況に対する改善の手立てがないのが現実です。

利用料や保険料の値上げにつながる、公費負担による介護労働者の賃金引き上げと、介護報酬の底上げを図ることによって、誰もが安心して利用でき、働ける介護保険制度となるように、国に要請していくことが大切ではないでしょうか。